



みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

INDEX

- ◆架空請求・ワンクリック請求は落ち着いて！！
- ◆契約の基礎知識
- ◆通信契約の抱き合わせ契約は慎重に！
- ◆多重債務・ヤミ金の相談も受け付けています



架空請求・ワンクリック請求は落ち着いて！

大手コンテンツ会社を名乗った架空請求メールに関する相談が多数寄せられています。また、依然としてワンクリック請求に関する相談も多いです。突然請求画面が表れたり、裁判するなどと言われると焦ってしまうかと思いますが、慌てず落ち着いて対応することが大切です。

架空請求

f c 2料金未納センターというところから突然「アダルト動画の視聴料金が未納のため、本日中に連絡しないと法的手段を取る」といった内容のSMSが携帯に届いた。全く身に覚えがないが、どうしたらいいだろうか？



☆アドバイス☆

- 身に覚えがなければ、相手に連絡せず無視しましょう！
- 請求された内容に不明な点があったり不安な場合は、記載された連絡先ではなく、お住まいの地域の消費生活相談窓口に相談しましょう！

ワンクリック請求



動画サイトを見ていたら年齢確認の画面が表れたので「18歳以上」をクリックした。すると、突然アダルトサイトの登録完了画面が表れ、登録料98,000円を請求された。

☆アドバイス☆

- この契約は成立していません。無視しましょう！
- 相手に連絡して余計な個人情報を教えてしまわないようにしましょう。

※最近、「解決先を探すために「消費生活センター」と検索して、1番上に表示されたところに慌てて電話をしたところ、実はそれは探偵業者の広告で解決に金銭を要求された」といった相談も寄せられています。変なメールや請求がきても慌てず落ち着いて行動しましょう！



契約の基礎知識

私たちの身の回りはすべて契約と言っても過言ではありません。私たちは気がつかないうちに毎日何かしらの契約をして生きてています。

消費生活センターには、契約について正しい知識がなかったために巻き込まれてしまったトラブルに関する相談が多く寄せられています。

契約について正しい知識を持ち、トラブルに巻き込まれないようにしましょう！



●契約とは●

契約とはお互いの意思が一致することで結ばれる約束事です。

お店で商品などを「買いたい」と思って申し込み、お店がそれを承諾すると成立します。

契約が成立すると、たとえば売買の場合、売り手には商品を渡す義務と代金をもらう権利が生じ、買い手側にはお金を支払う義務と商品の引き渡しを求める権利が生じます。



©宮城県・旭プロダクション

●口約束でも契約は成立します！●

お互いの合意があれば、契約書を書かなくても契約は成立します。つまり、電話や口約束でも契約は成立してしまいます。

気軽な気持ちで返事をした結果、消費者トラブルに繋がる場合もあります。契約する前に契約内容をよく確認しましょう。

●契約は守らなくてはいけません！●

一度結んだ契約は、一方の都合のみで契約内容の変更や解消をすることはできません。

契約を解約するにはお互いの合意が必要となり、違約金がかかることがあります。

それでも、うっかり契約してしまった…

契約は守らなくてはいけませんが、反社会的な契約や契約内容の重要な部分に勘違い（錯誤）があった場合は、契約の無効を主張することができます。

また、詐欺や脅されてした契約は取り消すことができますし、クーリング・オフのルールに見合えば、契約を無条件で解除することができます。

●まとめ●

- 1 契約はお互いの意思が一致すれば成立する約束事です。約束は守らなくてはいけません。
契約は慎重にしましょう！
- 2 契約は口約束でも成立します。安易に返事をしてはいけません！
- 3 契約は基本解消できませんが、取消や解除できる場合があります。
消費生活センターに相談しましょう！



通信契約の抱き合わせ契約は慎重に！



家電量販店で、当たればタブレット端末が無料になるbingo大会を行っていたので参加した。bingoははずれたが、「参加者限定でWi-Fiや布団クリーナーなどとセットでタブレット端末を格安で購入できる」とのことだったので購入することにした。その際に、Wi-Fiの毎月の使用料と中途解約料の説明を受けたがタブレット端末等の説明はなかった。帰宅してから確認すると、タブレット端末の容量が小さく、また布団クリーナーにほしい機能がついていなかったことから、その日のうちに販売店に解約を申し出たが「抱き合わせで付けた商品の機能を理由とした解約はできない」と言われた。また、中途解約する場合、中途解約料とは別にWi-Fi代金もかかり、合わせると最初に言われた中途解約料の倍解約料がかかることが分かった。

アドバイス

- 「今だけ無料」、「今だけオマケがいっぱい付く」、「選ばれた人だけ～」など、自分だけのおいしい話を聞くと飛びついてしまいたくなるかもしれません、本当に必要なものかよく考えてから契約しましょう。
- 通信契約は料金体系がとても複雑です。一度契約すると縛りがあり解約しづらい場合もあります。契約する際は、契約内容をよく確認しましょう。
- もし疑問に思う点があればそのままにせず、その場で契約をしないで、メリットやデメリット、トータルの月支払額・中途解約時に発生する料金、そもそも自分のニーズに合っているかなどもう一度よく考えるようにしましょう。

多重債務・ヤミ金の相談も受け付けています

宮城県消費生活センターでは、多重債務やヤミ金に関する相談も受け付けています。お話を伺いし、債務整理の仕方や適切な窓口につないでいます。

●こんな相談が寄せられています●

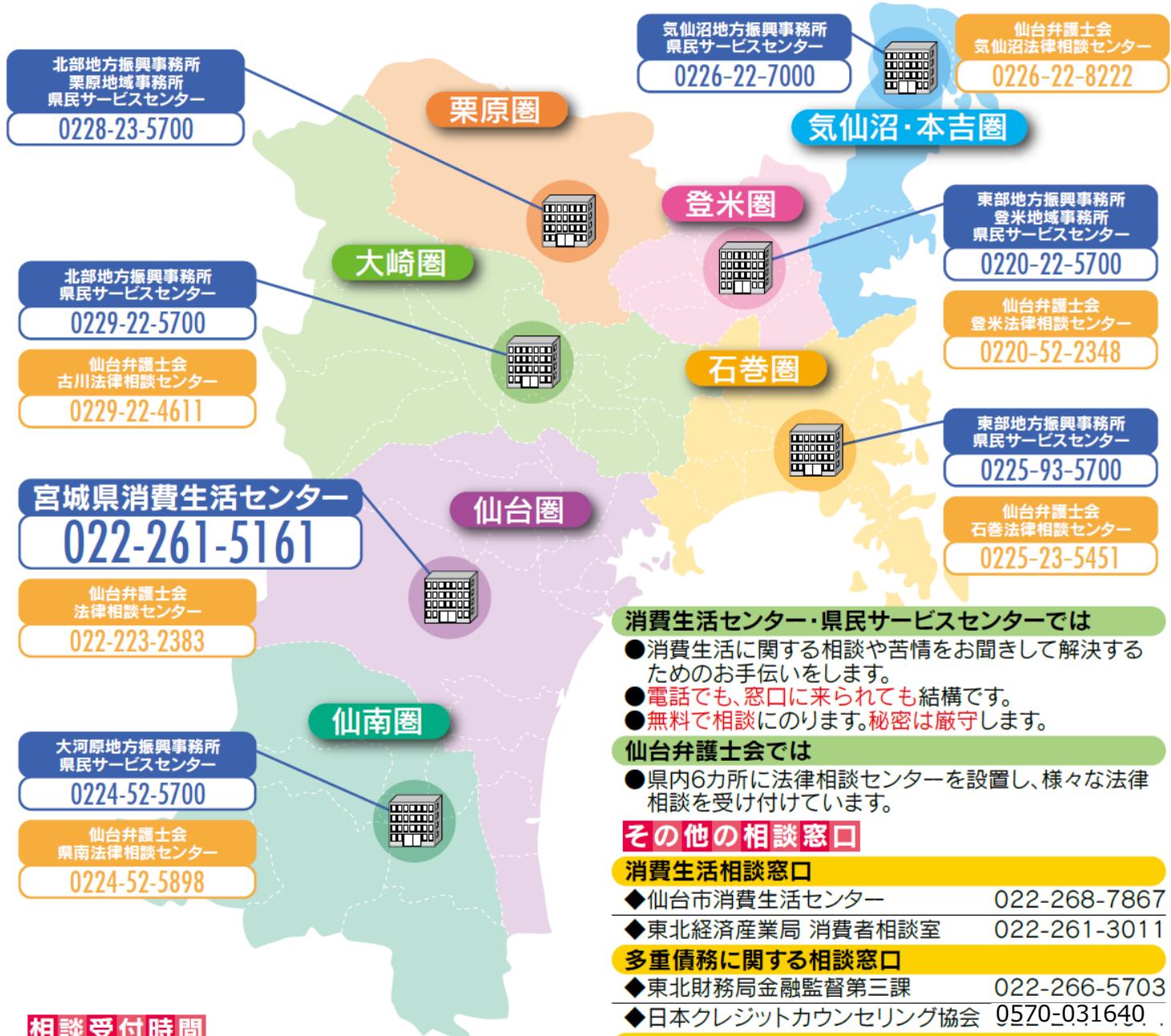
- ・インターネットで検索した貸金業者から2万円借りたら、4日以内に4万円で返済という高額な利子を求められた。
- ・生活費や借金返済のために借金を繰り返していたら、借金が200万円を超えていた。収入の半分以上が返済に充てられている状況で、生活が苦しいので債務整理をしたい。

借金の問題は必ず解決できます。

1人で悩まず、お住まいの地域の消費生活相談窓口に相談してください。

困ったとき、わからないときは…

【消費生活センター 県民サービスセンター】に 相談しよう!



相談受付時間

- ◆宮城県消費生活センター 平日 9:00～17:00
土・日 9:00～16:00
※祝日・年末年始はお休みです。
- ◆各地方振興事務所 県民サービスセンター 月～金曜日 9:00～16:00
※土・日・祝日・年末年始はお休みです。

消費生活センター・県民サービスセンターでは

- 消費生活に関する相談や苦情をお聞きして解決するためのお手伝いをします。
- 電話でも、窓口に来られても結構です。
- 無料で相談にのります。秘密は厳守します。

仙台弁護士会では

- 県内6カ所に法律相談センターを設置し、様々な法律相談を受け付けています。

その他の相談窓口

消費生活相談窓口

- ◆仙台市消費生活センター 022-268-7867
- ◆東北経済産業局 消費者相談室 022-261-3011

多重債務に関する相談窓口

- ◆東北財務局金融監督第三課 022-266-5703
- ◆日本クレジットカウンセリング協会 0570-031640

国内・国際電話、携帯電話、インターネットなどの電気通信サービス相談窓口

- ◆東北総合通信局 情報通信部 電気通信事業課 022-221-0632

- ◆その他、県内の市役所・町村役場でも、消費生活相談窓口を設置しています。



発行／宮城県消費生活センター